

米の先物取引試験上場の中止に関する意見書

農林水産省が認可した米の先物取引の試験上場が、東京穀物商品取引所と関西商品取引所で8月8日から取引を開始した。東日本大震災の被災地で農業の再生に向けて懸命な努力が始まろうとする矢先に、米を投機の対象にする先物取引を認可した政府、農林水産省の姿勢が問われている。

先物取引は、売った商品を限月（取引の終了月）までに買い戻して、差額を精算し、逆に買った商品は限月までに売り渡し、差額を精算して取引を終了するのが基本である。しかし、実際に商品が受け渡しされるのは例外中の例外で、過去の実績では、商品の受け渡しはごくわずかにすぎない。

米の先物取引の主役は農家や米業者ではなく、圧倒的に投機家によるマネーゲームの舞台となり、生産とは無関係に投機家の思惑で米価が左右され、ただでさえ不安定な米価が投機筋の介入で一層激しく乱れることは避けられない状況となる。米価乱高下のもとでは、米づくりも中小の米業者の経営も成り立たず、消費者にとっても主食の安全と安定供給が置き去りにされ、何よりも国産米が手に入りにくくなる可能性がある。

原発事故による米の放射能汚染の不安は、日本全体へと広がり、「米非常事態」とも言うべき状況である。政府が今やるべきことは、米の検査と管理に万全の対策をとり、国民が安心して新米が食べられるようにすることであり、主食をマネーゲームの対象とすべきではない。

よって、国においては、米の先物取引試験上場を直ちに中止するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月29日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣 野田 佳彦 様

農	林	水	産	大	臣	鹿	野	道	彦	様
経	済	産	業	大	臣	枝	野	幸	男	様
衆	議	院	議	長	横	路	孝	弘		様
参	議	院	議	長	西	岡	武	夫		様